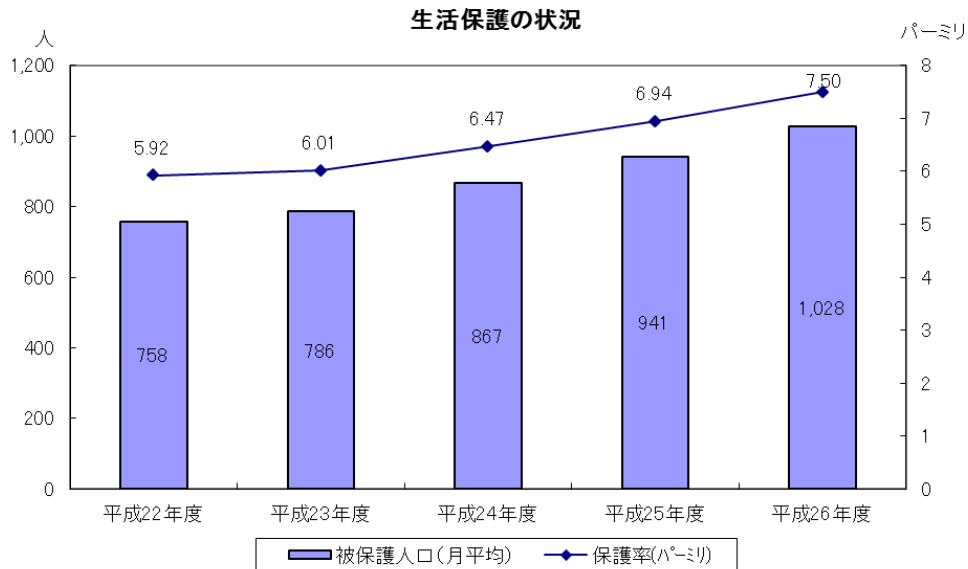


12. 生活安心

①生活安定への支援

■生活保護の状況

- 生活に困窮している人の経済的自立や生活意欲の助長に向け、生活保護制度により、困窮の程度に応じて、最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行っています。被保護人数、保護率は平成20年度以降増加しており、平成26年度の保護率は7.50パーミリとなっています。

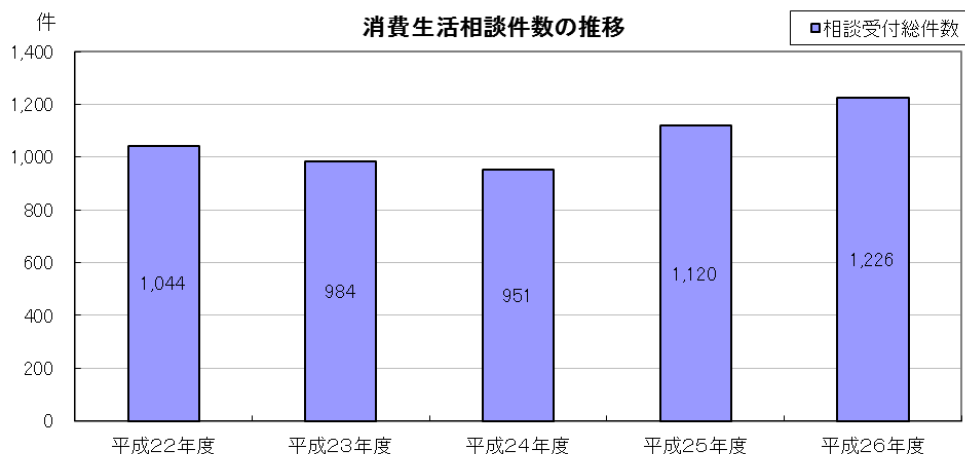


資料:社会福祉課

②暮らしの安心の確保

■消費生活相談の状況

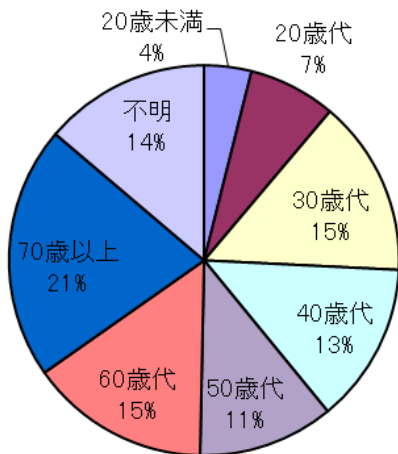
- 年代別相談件数を見ますと、増加傾向にあり、特に60歳以上の高齢者が全体の約30%以上に達し、高齢者の消費者被害が深刻であることが伺えます。
- 消費者相談の内容は、店舗販売・通信販売・電話勧誘販売となっています。近年のインターネットの普及・拡大により通信販売が増加。手軽に利用できる反面、返品等のトラブルや架空請求、健康食品の送りつけ事案も多数発生しました。



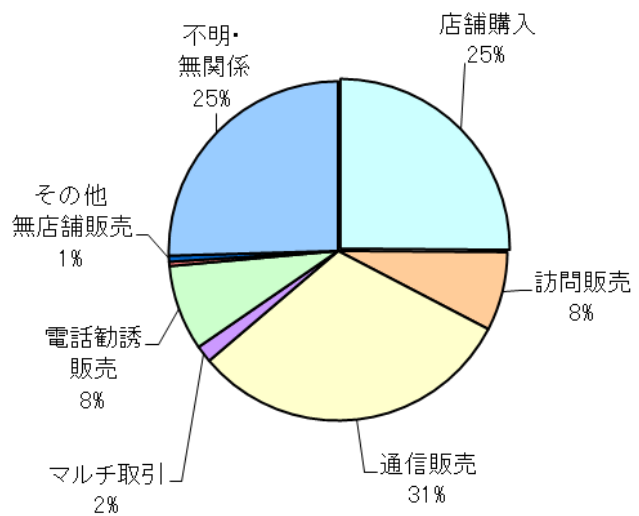
資料:生活安心課

■年代別相談件数及び、販売購入形態別相談件数（平成 26 年度）

年代別相談件数



販売購入形態別相談件数



資料:生活安心課

【その他の取組み等】

- ・ 消費者トラブルにすばやく対応するため、平成 23 年 4 月 1 日に「消費生活センター」を開所しました。センターの開所を契機として、「個別救済」から「被害の未然防止」にシフトした取り組み、特に消費者教育、啓発活動に力を入れています。
- ・ 消費者意識の高揚を図るため、毎月広報くさつにおいて消費者相談コーナーを設け、事例などの紹介や様々な契約時などにおけるポイントを説明し、トラブルの防止を図っています。また、出前講座・イベントに年間 30 回程度出勤し、広く市民に最新の情報提供と注意喚起を行っています。
- ・ 多様な消費生活相談に対応するため、主任消費生活相談員 1 名、消費生活相談員 3 名を配置し、消費生活相談体制の充実・強化を図り、迅速かつ適正に対応しています。
- ・ 県、県消費生活センター、近隣市町と連携を図り、消費者教育や啓発活動において連携を図るよう努めています。
- ・ 消費者リーダー会では、消費生活センターと連携し、市民の消費生活の向上に関する事業の実施や消費者被害防止に関する様々な教育・啓発活動に尽力されています。